十　［略］

十一　第四条第二項第十一号イの不発弾等廃薬処理場

十一の二　第四条第二項第十一号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

十一の三　第四条第二項第十一号ハの周囲の火災を防止するための措置

3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一　第四条の二第一項第一号の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況

二　［略］

三　第四条の二第一項第三号の火災による延焼を防止するための措置

四　第四条の二第一項第四号の移動式製造設備用工室の有無並びに第四条の二において準用する第四条の三第一項第一号、第十一号、第十二号及び第十三号の措置の状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

十　［略］

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

十一の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁を、別表第二第十六項又は第十八項に掲げる完成検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十一の三　周囲の火災を防止するための措置の状況を、目視、図面又は記録により検査する。

3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一　製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視及び図面により検査する。

二　［略］

三　移動区域の境界が森林内に設けられた場合について、火災による延焼を防止するための措置の状況を、目視、図面、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

四　移動式製造設備用工室の有無を、目視により検査し、並びに別表第一第一項第十号、第十一

十　［略］

十一　第四条第二項第十一号の不発弾等廃薬処理場

［新設］

十　［略］

十一　不発弾等廃薬処理場について、危険区域内に設置し、かつ、その周囲の樹木、雑草等を伐採した状況を、目視により検査する。

［新設］

3　製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合

一　第四条の二第一項第一号の標識、掲示板、移動区域、境界さく及び警戒札

二　［略］

三　第四条の二第一項第三号の防火のための空地

四　第四条の二第一項第四号の移動式製造設備用工室

一　製造所の標識、掲示板、境界さく及び警戒札の設置の状況並びに危険区域の設定の状況を、目視及び図面により検査する。

二　［略］

三　森林内に設けた境界さく沿いの防火のための空地の幅を、巻き尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の幅を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。

四　移動式製造設備用工室の有無を、目視により検査する。

［新設］

［新設］